

下呂市社会福祉協議会 福祉教育実践事業 助成金

～学校で取り組む福祉活動！～

◆助成事業の目的

下呂市内の学校における福祉教育の実践活動により、青少年の福祉に対する理解やボランティア活動への関心を深め、福祉の心を育むことを目的に助成金を交付します。

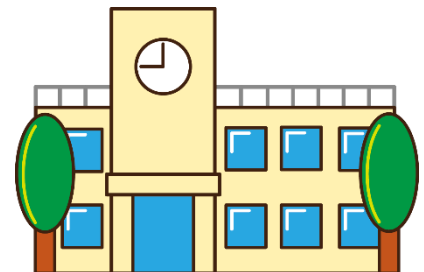


◆助成金の対象となる学校は？

下呂市内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校

◆助成金の対象となる事業は？

- ① 社会福祉を理解するための学習会
- ② 地域における福祉の状況及び福祉問題に関する調査・研究
- ③ 福祉をテーマにした行事
- ④ 社会福祉施設での交流や介護体験
- ⑤ 地域住民との交流活動
- ⑥ 共同募金運動等の各種社会福祉活動への参加
- ⑦ その他福祉教育推進に必要な活動



◆助成金の額は？

- ・ 事業に要する経費の内、他の補助金等特定財源を控除した額の10分の10以内とし、1学校当たり年間 50,000円を限度とする。

◆助成金の申請方法は？

- ・ 「助成金交付申請書」に所定の書類を添付し、提出してください。
- ・ 申請期限は特に設けておりませんが、事業実施前に申請ください。

◆助成金の交付はどのようにされるの？

- ・ 原則、事業完了後の交付となります。但し、必要があると認められた場合、助成金交付決定通知書がお手元に届いた時点から交付請求が可能となります。
- ・ 交付請求されるときは、「助成金交付請求書」に振込先通帳のコピーを添付し、提出してください。

◆助成事業が完了したら？

- ・ 「助成事業実績報告書」に所定の書類を添付し、提出してください。
- ・ 提出期限：当該年度の3月31日までです。
- ・ 報告書には、活動の確認できる書類（写真等）と支出が確認できる書類（レシート等 ※コピー可）の添付も必要となります。

～助成の対象となる経費について、詳しくは裏面をご覧ください～

◆助成の対象となる主な経費とその助成限度額

項目	経費の内容等
謝金	講師、指導員等にかかる謝礼・交通費 ※1人当たりの助成額は、10,000円を限度とします。
消耗品費	事務用品、書籍、材料等各種消耗品の購入費
備品購入費	1品10,000円を超える物品の購入費で30,000円を限度とします。
印刷製本費	資料や案内チラシ・ポスター、記録写真などの印刷を業者やお店で行う際にかかる費用 ※自分で作成・印刷される場合の紙代やインク代等は消耗品となります。
通信運搬費	郵便物を送る際にかかる費用や宅配便など物を送る際にかかる費用 例：切手、ハガキなど
飲食費	交流会等実践に要する茶菓代 1人当たりの助成額は150円を限度とします。
保険料	行事用保険、物品の損害保険などの掛金
手数料	振込手数料など
賃借料	集会所や公民館など会場の使用料（冷暖房費含む）、機材の使用料、バス借上げ料など

◆助成の対象と認められない経費は？

ボランティア活動に関連のないもの、または以下に該当する経費は認められません。

- ・ 学校教育費で賄われる経費
- ・ 活動施設等の年間維持管理経費（賃借料・光熱水費等）
- ・ 事業内容に照らして適切でない物品又は著しく高額な物品の購入費
- ・ 参加者の飲食費（交流会等の茶菓を除く。）

その他、ご不明な点は最寄りの社会福祉協議会までお気軽にご相談ください。

下呂市社会福祉協議会

小坂支所	小坂町大島 1807 健康ふれあいセンター	☎62-0038
萩原支所	萩原町萩原 875-2	☎52-3773
下呂支所	森 883-1 下呂福祉会館	☎25-2082
金山支所	金山町大船渡 600-8 金山振興事務所 3階	☎33-2495
馬瀬支所	馬瀬名丸 1041 つっじ苑	☎47-2225

